

「令和2年12月16日からの大雪による災害救助法適用地域」 の世帯の学生の皆さんへ（日本学生支援機構奨学金のお知らせ）

このたびの令和2年12月16日からの大雪により被災し、災害救助法の適用を受けた世帯の学生で、日本学生支援機構奨学金を希望する場合は、2021年2月26日（金）までに学生課へご相談ください。

なお、災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害に遭ったものについても、適用地域に準じて取り扱うものとします。

記

【対象となる奨学金】

- ・ 給付奨学金（家計急変） * 給付奨学金の出願は、2021年2月中にご相談ください。
- ・ 第一種奨学金（緊急採用） 無利子貸与
- ・ 第二種奨学金（応急採用） 有利子貸与
- ・ JASSO 災害支援金 * 学生又はその生計維持者が居住する住宅の被災等、申請には一定の条件があります。

※指定地域は、内閣府 HP 掲載情報をご参照ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

随時追加される可能性がありますので、各自ご確認をお願い致します。

<事務取扱時間>

■事務取扱時間 平日 8:50～11:30、12:30～16:50、土曜日 8:50～12:20

※日曜日・祝日（授業実施日を除く）は閉室しております。

<JASSO災害支援金について>

「JASSO災害支援金」とは、自然災害や火災などにより、学生又はその生計維持者が居住する住宅に床上浸水、半壊以上等の被害を受けたり、自治体からの避難勧告等が1カ月以上続いたりした方で、学生生活の継続に支障をきたした学生が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として創設されたものです。

※支給額が10万円となっており、返還の必要はありません。

詳細は、学生課までご相談ください。